

# 農業委員会情報

VOL.5  
【編集】  
浜中町  
農業委員会  
農政部会

## 次年度の活動方針 事業計画がまとまる

農業委員会（以下、委員会）は市町村に置かれる機関であって、二つの性格が、法により定められています。

第一の性格は、委員会は市町村の機関であるため、市町村長の統轄に属し、委員会の事務所の設置や所要予算の計上・執行等の事務は、市町村長が所掌します。しかし、法令によって委員会の所掌の属させた事務の執行については、市町村長の補助機関ではなく、独立した別個の行政機関であるため、市町村長の監督は受けません。第二の性格は、農業及び農業者の公的代表的機関として、農地の確保・利用の集積及び経営の合理化を図るほか、農業及び農業者に関する意見を公表し、他の行政庁に建議したり、又はその諮問に応じて答申することができる機能をもっています。

このようなことから、年度毎に委員会は、活動方針・事業計画など、目標を定めながら、農業及び農業者の代表機関として、農地の確保や利用の集積及び経営の合理化等を進め

ております。今月号では、先の委員会総会で決定した、平成二十二年度の活動方針と事業計画の一部をお知らせいたします。

## 22年度 活動方針

平成二十年に、北海道農業会議会長会議（農業委員会系統組織）で、決定された「新・農地と担い手を守り活かす運動」の趣旨に沿うことを方針として決定しました。

運動の重点事項は、

- ① 遊休農地の発生防止・解消と優良農地の確保
- ② 担い手の確保と農地の利用集積など経営確立の支援
- ③ 地域の実態に応じた農業・農村の活性化対策の実践

これら

これらの事項を念頭に置き、農業者の立場に配慮した確かな方向を目指し、有効適切な土地利用による農業経営の効率化

の促進や農業の安定化を図っていきます。



## 主な事業計画

### ① 農地流動化等の推進

- ア. 農地保有合理化事業
- イ. 利用権設定等促進事業
- ウ. 農地利用集積円滑化事業

○優良農地の確保と農地の有効活用による効率的かつ安定的な農業構造を確立することは、農業経営の根幹をなすものであり上記の三事業を主体として適正な権利移動、権利の設定を行い農地流動化の推進を図る。

### ③ 農業者年金の加入促進

○農業者の老後の安定と意欲のある担い手の確保及び農業者が個々に保有する農業生産基盤の円滑な継承に寄与するため、制度の定着を図る。

### ② 農業後継者対策の推進

○離農者や高齢経営者が増加傾向にある現状に鑑み、担い手や新規就農者の確保と育成を図るため、関係機関・団体などと連携を密にして、後継者対策の推進を図る。

### ④ 農地パトロールの実施

○優良農地の確保・保全と農地の遊休化や不適切な農地利用の防止に向けた重点的な取り組みを行う。…農業委員による現地調査など。（農地法改正により「利用状況調査」として定められた。）

## お知らせ

### 農地を相続したら届出を

◎相続等によって農地を取得した方は、農地のある市町村の農業委員会に届け出が必要となりました。

※手続きは、農業委員会又は役場本庁（町民課）、浜中支所窓口でお願いします。

農業委員会への質問やご相談は、左記または、地域の農業委員まで

浜中町農業委員会

☎六五・二二九（直通）

